

港湾施設使用料等の減免及び支払い猶予の延長について

港 湾 振 興 課

1 要旨

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が大幅に減少した事業者に対する港湾施設使用料等の減免及び支払い猶予の措置を令和2年4月から実施しているが、7月以降も国内外の需要が低迷し、売上の回復に時間がかかる見通しであるため、事業継続や港湾機能の維持を図る観点から、同措置を今年度末まで延長する。

2 変更内容

(1) 主な変更点

- ア 減免及び支払い猶予の対象期間を R3. 3. 31 まで延長する。
- イ 減免の判定を各月ごとに行い、翌月分の使用料を減免する。
- ウ 家賃支援給付金の給付(6ヶ月分)を受けた者については、R2. 7～12 は減免の対象外とする。

(2) 延長前後の比較

ア 減免

区分	延長後			延長前		
減免期間	R2. 7. 1～R3. 3. 31 (9ヶ月間延長)			R2. 4. 1～R2. 6. 30		
減免割合	R2. 6～R3. 2 の各月の売上の 対前年同期比減少率			R2. 4～R2. 6 の任意の月の売上の 対前年同期比減少率		
	①	30%以上 50%未満	売上減少月の翌月の 使用料を 1/2 減額	①	30%以上 50%未満	R2. 4～R2. 6 の 使用料を 1/2 減額
	②	50%以上	売上減少月の翌月の 使用料を免除	②	50%以上	R2. 4～R2. 6 の 使用料を免除

イ 支払い猶予

区分	延長後		延長前	
猶予期間	R2. 10. 1～R3. 3. 31 (6ヶ月間延長)		R2. 4. 1～R2. 9. 30	
猶予後の納期限	R3. 3. 31 (変更なし)		R3. 3. 31	

(3) その他

- ア 減免は、9月補正予算議決後、支払い猶予は、9月18日から申請受付を開始する。
- イ 減免対象で支払い済みの使用料は、還付する。
- ウ 申請に係る具体的な手続きは、別途ホームページ等で案内する。

3 対象使用料等 (変更なし)

区分	港湾施設等	主な利用者	減免	猶予
係船料	係留施設 (棧橋・岸壁等)	一般旅客定期航路事業者 コンテナ定期航路事業者	●	●
使用料	駐車場, 荷捌地, 野積場 港湾施設用地 (倉庫等敷地)	港湾運送事業者	●	●
	上屋	港湾運送事業者 旅客ターミナルテナント	●	●
	目的外使用	賑わい施設	●	●
	荷役機械, 船舶給水	コンテナ定期航路事業者	対象外	●
入港料	広島港, 尾道糸崎港及び福山港	コンテナ定期航路事業者		●